



# 埼玉県報

第 2874 号  
平成 29 年(2017 年)  
2 月 14 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道伊勢崎深谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道伊勢崎深谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道深谷嵐山線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）

## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則六一八九

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第三警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項中「に基づく基本情報技術者試験」を「第二十九条第一項の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）」に改め、「合格している者」の下に「又は同法第七条に規定する情報処理安全確保支援士となる資格を有する者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

埼玉県加須市大門町二十番五十八号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 午前十時から午後十一時

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 午前九時から午後十一時

##### ハ 変更年月日

平成二十九年二月十五日

##### ニ 届出年月日

平成二十九年二月一日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年六月十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年六月十四日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢駅東口駅ビル計画（Ⅰ期）

埼玉県所沢市くすのき台一丁目一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 所沢市では月量平均五トン以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者を「多量排出事業者」と定め、市の資源循環課に計画書の提出を求めています。店舗建設及び運営において、排出されるごみの減量や資源化への一層の取組みをお願いいたします。

(2) 建設において周辺自治会（旭町町内会・北秋津町内会・住吉町内会等）との十分な協議や説明をするよう努めていただくとともに、地域住民からの意見等についてもご配慮ください。（防犯・防災への協力、地域活動への協力なども）

(3) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

(4) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていたいただけますようお願いいたします。

(5) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

(6) 商工会議所や地域事業者との連携事業への積極的な協力をお願いします。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年三月十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十九年二月十四日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区 間
県道	石坂高坂停車場線	埼玉県東松山市大字高坂字参番町 九七一番一 地先から 埼玉県東松山市大字高坂字参番町 九六四番二 地先まで

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>上尾市大字上字町谷九四番二地先から 同市緑丘二丁目五二〇番二地先まで</p>		区 間
一三・九八〇二五・三一	八・六四〇一七・六六	敷地の幅員 (メートル)
一五二〇・九〇		延 長 (メートル)
<p>平成十九年十一月十三日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第二十六号及び平成二十二 年三月十二日付け埼玉県北本県土整備事務所 長告示第五号で告示した道路予定区域の一部 変更である。</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二



<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市大字上字町谷九四番一地先から 同市緑丘二丁目五二〇番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年二月十四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十九年二月十四日付け埼玉県北本 県土整備事務所長告示第四号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一五二〇・九〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 伊勢崎深谷線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>深谷市内ヶ島字田久保五五九番地 先から 同市内ヶ島字東廓七八〇番二地先 まで</p>	<p>同市高畑字中井七二七番一地先 まで</p>	<p>深谷市起会字唐言一五〇番地先 から</p>	区 間
<p>七・〇〇〃 七・〇〇〇</p>	<p>八・八〇〃 一〇・一〇〇</p>		敷地の幅員 (メートル)
<p>六五・〇〇</p>	<p>八〇・二〇〇</p>		延長 (メートル)
<p>橋梁(尾俣橋)架け換えに伴う 仮橋の設置である</p>			備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

路線名	伊勢崎深谷線
供用開始の区間	深谷市内ケ島字田久保五五九番地先から 同 市内ケ島字東廓七八〇番二地先まで
供用開始の期日	平成二十九年二月十四日
備考	平成二十九年二月十四日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六五・〇〇メートル

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

路線名	深谷嵐山線
供用開始の区間	深谷市田中字沢口二一四二番地先から 同市上原字沢口四三二番四地先まで
供用開始の期日	平成二十九年二月十四日
備考	平成十九年三月三十日付け埼玉県熊谷県土整備 事務所長告示第二十三号で告示した道路区域の 一部供用開始である。 延長一七八・六七メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年十二月二十七日

指令川建セ第二八〇〇四五〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年二月九日

川建セ第二八〇〇六五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都六番十七、六番二十一、六番二十三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市砂田町十三番地三サンハイツカメラ一〇二

高橋 英雅



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年九月二十八日

指令川建セ第二八〇〇三二〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年二月九日

川建セ第二八〇〇六三号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字富田二千九百二十五番地八 レーヴンレンテA1110

#### 五 新井 崇由

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県公営企業管理者 奥野 立

## 1 業務委託の概要等

### (1) 業務委託の名称

29 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託

### (2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

### (3) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 23 日まで

### (4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1

イ 運搬予定数量： 7,000 トン

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### (6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成 26 年埼玉県告示第 1096 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県及び神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 18 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地  
埼玉県企業局新三郷浄水場総務担当 電話 048-953-6565（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
  - イ 紙媒体による場合  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 29 年 3 月 23 日(木)午前 9 時から平成 29 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成 29 年 3 月 23 日(木)午前 9 時から平成 29 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで(必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

平成 29 年 3 月 23 日(木)午前 9 時から平成 29 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 管理本館 2 階事務室

平成 29 年 4 月 6 日(木)午前 9 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100 分の 5 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100 分の 10 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 29 年 2 月 21 日(火)午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項  
本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。  
また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分(セメント原料化)業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

### (1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant

b) Destination : 2936-1 Asanochō, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken

c) Scheduled Quantity : 7,000 Tons

### (2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., April 5, 2017 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., April 5, 2017)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasanuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県公営企業管理者 奥野 立



## 1 業務委託の概要等

### (1) 業務委託の名称

29 大委第 7-1-1 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託

### (2) 履行場所

埼玉県さいたま市桜区大字在家 地内

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 23 日まで

### (4) 業務委託の概要

本業務は、大久保浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 埼玉県日高市原宿 721

イ 運搬予定数量： 15,800 トン

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### (6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成 26 年埼玉県告示第 1096 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 18 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約又は業務委託契約により、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618  
埼玉県企業局大久保浄水場総務部総務担当 電話 048-852-8841（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。  
イ 紙媒体による場合  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 29 年 3 月 23 日(木)午前 9 時から平成 29 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成 29 年 3 月 23 日(木)午前 9 時から平成 29 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで(必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

平成 29 年 3 月 23 日(木)午前 9 時から平成 29 年 4 月 5 日(水)午後 5 時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場事務棟 1 階事務室

平成 29 年 4 月 6 日(木)午前 9 時 30 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100 分の 5 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100 分の 10 以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 29 年 2 月 21 日(火)午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

なお、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項  
本件入札は、対象となる調達に係る平成 29 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。  
また、本件入札とは別に調達する大久保浄水場浄水発生土処分（セメント原料化）その 1 業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

### (1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

a) Place of Departure : Okubo Water Filtration Plant

b) Destination : 721 Harajuku, Hidaka-shi, Saitama-ken

c) Scheduled Quantity : 15,800 Tons

### (2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 5:00 p.m., April 5, 2017 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., April 5, 2017)

### (3) Contact Information:

General Affairs Division

Okubo Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814, Japan

Telephone : 048-852-8841